

しおがま PR 隊設置要綱

令和6年11月1日

(設置)

第1条 インスタグラム利用者層の力を活用し、本市の事業やイベント、まちの魅力などを発信するため、しおがま PR 隊(以下「PR 隊」という。)を設置する。

(活動)

第2条 PR 隊は、次の活動を行うものとする。

- (1) 個人のインスタグラムアカウントを活用した日常的なプロモーション活動
- (2) 市の SNS や広報紙等に掲載するプロモーション記事及び写真、動画の提供
- (3) 隊員ミーティング
- (4) そのほか市長が必要と認めるプロモーション活動

2 前項第2号により提供された記事は、内容を校正のうえ掲載するものとし、校正及び市公式 SNS 等への投稿等は総務部秘書広報課が行うものとする。

(資格)

第3条 しおがま PR 隊隊員(以下「隊員」という。)として登録できる者は、各年度の4月1日現在において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宮城県内在住で塩竈の魅力発信に興味がある者
- (2) インスタグラムの投稿に関する基礎知識がある者
- (3) 18歳以上の者。ただし、高校生は除く。

(任期)

第4条 隊員の任期は、1年とする。ただし、隊員と協議のうえ、延長できるものとする。

2 任期中に市公式インスタグラム等に投稿した隊員の写真や動画等は、原則として任期終了後も使用できるものとする。

(定員)

第5条 各年度における隊員の定員は、7人以下とする。

(募集)

第6条 第3条に規定する資格を有する者で、隊員に登録しようとするものは、別に定める応募規約を理解し申し込むものとする。

(選考及び登録)

第7条 隊員の選考は、前条の規定による申し込み内容を精査して行うものとする。

2 選考にあたっては、必要に応じて面談等を実施するものとする。

3 第1項の規定により選考された者を隊員として登録する。

(活動費等)

第8条 市は、原則隊員への活動費等の支払いは行わないものとする。

2 PR隊の活動に使用する隊員が所有する機器類等の購入費や通信費、機器類等を維持するための経費等は、自己負担とする。

(知的財産権)

第9条 第2条に規定する活動における写真や動画等の使用に関し、隊員に帰属する著作権及び肖像権は、市の広報媒体における使用を承諾しているものとみなす。

(個人情報の取扱い)

第10条 市は、第6条の規定による申し込みを行ったものから収集した個人情報をこの要綱に基づく事務以外には利用しないものとし個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第69条の規定に基づき、適切に取り扱わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、隊員の個人情報のうち、次の情報は公開するものとする。

- (1) 氏名またはニックネーム
- (2) インスタグラムアカウント名
- (3) その他隊員が事前に承諾したPR隊の活動に関する情報

(禁止行為)

第11条 隊員は、次に掲げる行為又はそのおそれがある行為を行ってはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為
- (2) 法令等に反する行為
- (3) PR隊の運営を妨げる行為
- (4) 他の隊員又は第三者を誹謗中傷する行為
- (5) その他市長が不相当と認める行為

(辞退)

第12条 隊員は次の各号を満たすとき市に辞退届を提出できる。

- (1) 辞退の申し出
- (2) 第3条の資格を満たさなくなったとき

(抹消)

第13条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、抹消することができる。

- (1) 第2条に規定する活動を遂行しないとき
- (2) 第11条の規定に違反したとき
- (3) その他市長が抹消する必要があると認めたとき

2 前項第1号又は第2号の規定により抹消された者は、再度隊員への申し込みをすることができない。

(免責事項)

第14条 第2条第1項第1号に規定する活動により、隊員に不利益、損害等が生じた場合、市は一切その責任を負わない。

2 市長は、隊員の承諾の有無にかかわらず、PR隊の活動を一時中断、停止、中止又は廃止することができる。この場合において、隊員に不利益又は損害が発生しても、市は一切その責任を負わない。

(庶務)

第15条 PR隊に関する庶務は、総務部秘書広報課において処理する。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度協議する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。ただし、令和6年度は試行運用とする。